

第3章 茨木市請負工事施工体制把握要領

茨木市請負工事施工体制把握要領

(目的)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号。以下「適正化法」という。）及び同法第17条に規定する「適正化指針」に基づき、茨木市が発注した請負工事の適正な現場施工体制の確保に資することを目的とする。

(施工体制の点検等)

第2 市長は、茨木市が発注した請負工事について、適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足りる事実があると認めるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。

2 監督員等は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成しなければならないとされている請負工事について、適正化法第16条の規定に基づき、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を「施工体制点検表」（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の点検により、不適切な事項があった場合は、監督員等は是正指導等必要な措置を講じるものとする。

(検査への反映)

第3 検査員等は、現場における施工体制の点検等を通じて請負者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況を工事成績評定に適切に反映するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市請負工事施工体制把握要領の規定は、この要領の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。